

イオンバンクカード WAON 利用約款

第1条 (目的)

- 1 本約款は、イオン株式会社が管理および運営する電子マネー「WAON」による取引について規定するもので、次条に定義する WAON 発行者であるイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）および、カード発行者である株式会社イオン銀行（以下「イオン銀行」といいます。）が、次条に定義するイオンバンクカードによる「WAON」の取引について本約款を定めるものとし、次条に定義するお客さまは、本約款に従い取引をしていただきます。
- 2 本約款に別段の定めがない事項については、イオン銀行所定の取引規定（個人）、キャッシュカード規定（個人）、その他イオンバンクカードに関連する諸規定（以下「関連規定」といいます。）が適用されます。なお、関連規定または他の WAON カードに係る WAON 利用約款と本約款の内容が抵触するときは、本約款が優先して適用されます。

第2条 (定義)

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) **WAON** 本約款に基づき WAON 発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、本約款に基づきお客さまが WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの
- (2) **WAON カード** WAON を記録することができるカード
- (3) **イオンバンクカード** イオン銀行の総合口座に係るキャッシュカードの機能と WAON の機能が一体となった WAON カード
- (4) **WAON サービス** お客さまが WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において本約款に従って WAON を利用した場合に、利用された WAON 相当額について WAON 発行者が WAON 加盟店に対して代金の支払を行うサービス
- (5) **WAON マーク** WAON カード、WAON 加盟店、WAON 端末等、WAON サービスに係るものであるものに使用される商標
- (6) **チャージ** WAON カードに記録された WAON の金額を加算すること
- (7) **銀行チャージ** お客さまがイオン銀行所定の現金自動入出金機を利用してイオンバンクカードを用いてお客さまの指定した金額を普通預金口座から引出すとともに当該金員をイオンバンクカードにチャージすること
- (8) **オートチャージ** お客さまがあらかじめ希望することにより、イオンバンクカードの利用に際し、WAON 利用後の WAON 残高がお客さまの設定金額未満となるときに、お客さまの設定した金額が自動的にお客さまの普通預金口座から引落とされ、イオンバンクカードにチャージされること
- (9) **お客さま** WAON の保有者であって、本約款に基づき WAON を利用する方
- (10) **WAON ブランドオーナー** WAON を管理および運営する主体としてのイオン株式会社
- (11) **WAON 発行者** WAON ブランドオーナーとの契約により WAON を発行する事業者および WAON を発行する主体としての当社
- (12) **カード発行者** WAON ブランドオーナーとの契約により WAON カードを発行する事業者（イオン銀行を含む。）
- (13) **WAON 加盟店** お客さまが本約款に従って商品の購入、役務の提供その他の取引において WAON を利用することができる事業者
- (14) **WAON 事業者** WAON ブランドオーナー、WAON 発行者、カード発行者および WAON 加

盟店の総称

(15) WAON 端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、次に定めるものの総称

- ① 事業者端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、WAON 事業者が管理するもの
- ② 利用者端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、お客さまが管理するもの

第3条 (イオンバンクカードの交付)

- 1 イオンバンクカードは、イオン銀行が関連規定に従いお客さまに発行するものとし、当初 WAON の利用可能残高は0 円とします。
- 2 お客さまは、善良なる管理者の注意をもってイオンバンクカードを保管するものとし、

第4条 (インターネットでのご利用準備)

- 1 WAON 事業者がインターネットを用いた WAON サービスの提供を開始した場合、お客さまは、パーソナル・コンピュータを用いてインターネット上で WAON の利用等を行うことができます。
- 2 WAON をインターネット上でご利用いただくときは、お客さまは、お客さまご自身の費用と負担によって利用者端末をご準備ください。
- 3 インターネットを用いた WAON サービスの開始時期、当該サービスの内容、利用者端末のご準備の方法等については、WAON サービスに係るホームページ等でご案内させていただきますので、これをご確認ください。

第5条 (WAON のチャージ)

- 1 お客さまがイオンバンクカードにチャージを希望されるときは、当社に対し、当社所定の方法により、お申込みください。なお、チャージ方法については、WAON サービスに係るホームページその他の説明書等をご参照ください。
- 2 WAON の1 回のチャージ金額は 49,000 円を限度とし、チャージ後の WAON の利用可能残高は 50,000 円を上限とします。
- 3 チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高は、チャージの操作を行った WAON 端末またはチャージ完了時に発行されたレシートに表示されますので、お客さまは、かかる表示をご確認いただくものとし、WAON 端末に表示された時またはレシートが発行された時にお客さまから特段の申出がない限り、お客さまは、チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高に誤りがないことをご確認いただいたものとし、
- 4 チャージの完了およびチャージ後の利用残高に誤りがないときには、チャージの取消はできません。
- 5 お客さまは、当社以外の他の WAON 発行者との取引に変更することおよび当社以外の他の WAON 発行者においてイオンバンクカードにチャージすることはできません。
- 6 イオンバンクカードにおける銀行チャージおよびオートチャージについては、前各項に定めるほか、別途規定されるイオンバンクカード WAON チャージ特約に従います。

第6条 (WAON のチャージができない場合)

- 1 お客さまは、次の場合、イオンバンクカードにチャージすることはできません。
 - (1) イオンバンクカードまたは WAON カードが破損しているとき。
 - (2) WAON 端末（ただし、利用者端末を除きます。）の稼働時間外であるとき。

- (3) 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
- (4) お客様が、本約款に違反し、または違反するおそれがあるとき。
- 2 前項に基づきお客様がイオンバンクカードにチャージできないことによりお客様に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、WAON 事業者に故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。

第 7 条 (利用可能残高の確認等)

- 1 WAON の利用可能残高は、WAON の利用可能残高の表示機能を備えた WAON 端末その他当社所定の方法によりご確認いただくことができます。
- 2 お客様が WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの利用可能残高を 1 枚のカードに統合することはできません。
- 3 WAON のご利用履歴は、WAON の利用履歴の表示機能を備えた WAON 端末その他当社所定の方法によりご確認いただくことができます。各端末において表示される WAON のご利用履歴の範囲等については、当社が定めるところによります。

第 8 条 (WAON のご利用)

- 1 お客様は、WAON 加盟店において、商品の購入、役務の提供その他の取引を行うに際し、WAON をその利用可能残高の範囲内で、当社および WAON 加盟店が定める方法により代金の支払にご利用いただけます。
- 2 WAON の利用可能残高が商品等の代金に満たない場合、不足額を現金または WAON 加盟店の指定する方法によりお支払いいただきます。

第 9 条 (WAON のご利用ができない場合)

- 1 お客様は、次の場合には、WAON をご利用いただくことができません。
 - (1) イオンバンクカードが偽造もしくは変造され、または WAON が不正に作り出されたものであるとき。
 - (2) イオンバンクカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状態で取得したとき、または WAON が違法に保有されるに至ったものであるとき。
 - (3) お客様が、本約款または関連規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
 - (4) お客様の WAON 利用状況等に照らし、WAON のお客様として不相当と当社が判断したとき。
 - (5) イオンバンクカードまたは WAON の破損、WAON 端末の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
 - (6) システムメンテナンス、システム管理会社の休業日または休業時間、その他システム上の理由により一時的に WAON の利用を停止するとき。
- 2 イオンバンクカードは、当該カードに記載されたお客様以外にはご利用できません。
- 3 前各項に基づきお客様が WAON を利用できないことによりお客様に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、WAON 事業者に故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。

第 10 条 (お客様の遵守事項)

- 1 お客様は、WAON のご利用に際し、次の行為をすることができません。
 - (1) 違法、不正または公序良俗に反する目的でイオンバンクカードまたは WAON を利用すること。
 - (2) 営利の目的でイオンバンクカードまたは WAON を利用すること。

- (3) WAON に係るソフトウェア、ハードウェア、その他 WAON に係るシステム、イオンバンクカードまたは WAON について、これを破壊、分解、解析もしくは複製等を行いまたはかかる行為に協力すること。
- (4) イオンバンクカードが偽造もしくは変造され、または WAON が不正に作り出されたものであるとき、もしくはその疑いがあるときに、これを利用すること。
- 2 お客さまは、前項各号の事実を知ったときは、当社に対して当社所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、イオンバンクカードをイオン銀行に返還していただきます。この場合、当該イオンバンクカードに記録された WAON は返還いたしません。

第 11 条 (イオンバンクカードの破損等)

- 1 お客さまは、イオンバンクカードを破損し、または磁気に近づけないようご注意ください。イオンバンクカードの破損、電磁的影響その他の事由（以下「イオンバンクカードの破損等」といいます。）により WAON が破損または消失した場合、WAON 事業者は、WAON 事業者に故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。
- 2 前項の場合において、イオンバンクカードの破損等がお客さまの事情によらないことが明らかであって、イオンバンクカード番号が判明したときは、お客さまは、イオン銀行所定の方法によりイオンバンクカードをご提出いただくことにより、イオン銀行からイオンバンクカードの再発行を受けることができます。この場合、イオン銀行所定の再発行手数料（1,100 円（税込））が生じる場合があります。
- 3 第 1 項の場合において、イオンバンクカードの破損等がお客さまの事情によらないことが明らかであって、当社所定の方法によりイオンバンクカードにおける WAON の未使用残高が判明したときは、お客さまは、当社が定めた期間内において、当社所定の方法により従前のイオンバンクカードまたは前項により再発行されたイオンバンクカードに当該未使用残高相当分のチャージを受けることができます。
- 4 イオン銀行以外の他のカード発行者および WAON 発行者は、第 2 項および第 3 項の取扱をいたしません。
- 5 第 2 項によりイオン銀行がイオンバンクカードを再交付する場合、イオンバンクカードの図柄または機能について、従前のイオンバンクカードと異なる場合があります。また、従前のイオンバンクカードは、イオン銀行が回収させていただきます。

第 12 条 (WAON の盗難・紛失)

お客さまがイオンバンクカードを盗まれもしくは紛失され、またはこれらに準じて WAON の全部または一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いません。ただし、お客さまがイオンバンクカードの盗難または紛失を当社にお届出いただき、当社が所定の利用停止措置をとったときは、第 17 条に基づきカードを利用していた場合を除いて、お客さまは、当社が定めた期間内において、当社所定の方法により、新たに発行されたイオンバンクカードに利用停止措置完了時の残高でチャージを受けることができます。

第 13 条 (WAON 加盟店との関係)

- 1 お客さまが WAON をご利用された際に、万一、商品の購入、役務の提供その他の取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、WAON 加盟店との間で解決していただくものとし、当該 WAON 加盟店以外の WAON 事業者は、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、WAON 加盟店が返品に応じた場合、当社は、当社が定める方法により WAON 利用代金相当額をチャージします。ただし、WAON をチャージすることができない場合

には、WAON 加盟店において、WAON 利用代金相当額を返金することがあります。

第 14 条 (WAON 番号等の管理)

お客さまは、WAON 番号、コード、暗証番号を他人に知られないように管理してください。

第 15 条 (譲渡等の禁止)

お客さまは、イオンバンクカードおよび WAON について、他人に貸与し、譲渡し、または質入れ等の担保に供することはできません。

第 16 条 (払戻しの原則禁止)

- 1 WAON は、第 13 条第 2 項ただし書、本条第 2 項および第 19 条第 2 項に定める場合を除き、払戻しできません。
- 2 お客さまは、次のいずれかに該当する場合、本条第 3 項から第 5 項までの規定に従い、WAON の払戻しを受けることができます。
 - (1) 第 11 条第 3 項、第 12 条および第 17 条に定める場合において当社が相当と認めたとき
 - (2) 法令等により WAON を払戻しすべきとき
 - (3) 当社がやむを得ないと認める相当の事由があるとき
- 3 前項の場合、お客さまは、当社所定の方法でイオンバンクカードをご提出いただくことにより、WAON の未使用残高から当社が定める手数料を控除した金額について、払戻しを受けることができます。この場合、従前のイオンバンクカードは、当社が回収させていただきます。
- 4 WAON の未使用残高が判明しない場合には、当社は、払戻しの義務を負いません。
- 5 当社以外の他の WAON 発行者は、第 2 項の取扱をいたしません。

第 17 条 (口座解約等)

お客さまが関連規定に基づき普通預金口座を解約した場合またはイオンバンクカードの利用が停止された場合、関連規定の違反に該当しない限り、お客さまは、WAON の残高が 0 になるまで当該カードをご利用いただき、WAON の残高が 0 になったときは、当該カードをお客さまの責任で切断の上破棄してください。

第 18 条 (当社による WAON サービスの解約)

- 1 当社は、次のいずれかに該当したときは、お客さまに対して事前に通知または催告することなく、WAON サービスを解約することができます。
 - (1) お客さまが本約款に違反したとき。
 - (2) お客さまの WAON 利用状況等に照らして、WAON のお客さまとして不相当と当社が判断したとき。
- 2 前項の場合、お客さまは、事後、イオンバンクカードおよび WAON を利用することができません。また、イオン銀行は、イオン銀行所定の方法により、イオンバンクカードを回収する場合があります。この場合、イオンバンクカードに記録された WAON は返還いたしません。

第 19 条 (当社による WAON サービスの終了)

- 1 当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により、WAON サービスを終了させることがあります。
- 2 前項の場合、当社は、加盟店での掲示、ホームページへの掲載その他当社所定の方法により、WAON サービスを終了させる旨およびイオンバンクカードに記録された WAON の払戻し方法

について周知の措置をとります。この場合の WAON の払戻し手続については、第 16 条第 3 項および第 5 項の規定を準用します。

- 3 前項の場合、当社が定めた払戻し期間経過後は、払戻しを行いません。
- 4 WAON の未使用残高が判明しない場合には、当社は、払戻しの義務を負いません。

第 20 条 (WAON 事業者の責任)

イオンバンクカードおよび WAON を利用することができなかったことによりお客さまに生じた損害等について、WAON 事業者は故意または重過失がない限り、WAON 事業者はその責任を負いません。なお、WAON 事業者は故意または重過失がある場合であっても、WAON 事業者は、逸失利益について損害賠償の責任を負いません。

第 21 条 (取扱の変更)

当社は、本約款について、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、変更することができるものとします。本約款を変更する場合には、当社およびイオン銀行は、その効力発生時期を定め、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を、ホームページへの掲示、その他適切な方法により周知し、効力発生時期以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第 22 条 (合意管轄裁判所)

お客さまは、本約款に関してお客さまと WAON 事業者との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所、千葉地方裁判所および大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。

第 23 条 (ご相談窓口)

WAON サービス、イオンバンクカード、WAON または本約款に関するご質問またはご相談は、WAON サービスに係るホームページをご参照いただくほか、イオンバンクカード券面に表示するご相談窓口までご連絡ください。

附 則

本約款は、2007 年 10 月 15 日から適用します。

2025 年 2 月 28 日(金) 改定

イオンバンクカード WAON チャージ特約

本特約は、お客さまとイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます）との間の、イオンバンクカードの WAON チャージに関する取り決めについて定めるものです。

第1条（本特約の効力）

1. 本特約は、次条に定義するイオンバンクカードの交付を受けたお客さまが WAON を利用する際に適用されます。
2. 本特約は、株式会社イオン銀行（以下「イオン銀行」といいます。）にかかる取引規定、キャッシュカード規定、その他イオンバンクカードに関連する諸規定、当社が定めるイオンバンクカード WAON 利用約款（以下総称して「関連規定」といいます。）の特約であり、関連規定の定めと本特約の定めが異なる場合には、本特約の定めが優先して適用されます。

第2条（定義）

1. 本特約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1) イオンバンクカード イオン銀行の総合口座に係るキャッシュカードの機能と WAON の機能が一体となった WAON カード
 - (2) 銀行チャージ お客さまがイオン銀行所定の現金自動入出金機（以下「ATM」といいます。）を利用してイオンバンクカードを用いてお客さまの指定した金額を普通預金口座から引出すとともに当該金員をイオンバンクカードにチャージすること
 - (3) オートチャージ お客さまがあらかじめ希望することにより、イオンバンクカードの利用に際し、WAON 利用後の WAON 残高がお客さまの設定金額（以下「実行判定額」といいます。）未満となるときに、お客さまの設定した金額（以下「入金実行額」といいます。）が自動的にお客さまの普通預金口座から引落とされ、イオンバンクカードにチャージされること
2. 前項に定めるもののほか、本特約における用語の定義は、関連規定において定義する意味を有するものとします。

第3条（銀行チャージの利用方法等）

1. お客さまは、あらかじめ特段のお申込みをすることなく、銀行チャージを行うことができます。
2. 銀行チャージを行うことができる ATM および銀行チャージの利用時間は、イオン銀行が別途定めるものとします。
3. 前項の他、銀行チャージを含むインターネットを用いた WAON サービス等の提供時間は、WAON ブランドオーナーが別途定めるところによります。
4. お客さまが ATM による銀行チャージを行うときは、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にイオンバンクカードを接触させ、届出の暗証番号およびチャージ金額を正確に入力してください。
5. お客さまは、チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えない範囲内において銀行チャージを行うことができます。ただし、定期預金を担保とする当座貸越のご利用をお申出いただいているお客さまでも、当座貸越による銀行チャージは実施されません。
6. 銀行チャージ実施時における預金払戻請求書の提出は省略します。
7. 銀行チャージは、ATM 等を利用したイオンバンクカードによる普通預金の引出として取り扱うものとし、当該預金の引出にかかる手続、手数料その他の事項については、イオン銀行の関連規定に従うものとします。

第4条（オートチャージの利用方法等）

1. オートチャージを希望されるお客さまは、当社所定の方法により、当社にお申込みください。
2. お客さまは、実行判定額および入金実行額の新規設定および変更ならびにオートチャージの利用停止を行う場合には、当該機能を有する WAON 端末により行うこととします。なお、実行判定額および入金実行額は 49,000 円を限度として（ただし、実行判定額と入金実行額の合計額が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることはできません。）、それぞれ 1,000 円単位で当社所定の WAON 端末で設定または変更ができるものとします。
3. オートチャージ実施時における預金払戻請求書の提出は省略します。なお、オートチャージにかかるサービスは、当社および WAON 加盟店が認めた場合を除き、お客さまによる正当な利用として取り扱うこととします。
4. オートチャージは、普通預金の引落としとして取り扱うものとし、当該預金の引落としにかかる手続、手数料その他の事項については、関連規定に従うものとします。

第5条（オートチャージに係る制限事項等）

1. オートチャージは、オートチャージ機能を有する WAON 端末において、1 日 1 回かつ 1 取引 1 回に限り実施されます。
2. オートチャージ実施後の WAON 残高が商品、役務その他のお取引の代金に満たない場合であっても、一旦実施したオートチャージの取消しはできないものとします。
3. チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることとなるときは、当該上限金額の範囲内においてオートチャージが実施されます。
4. オートチャージの実施を判定する際に、お客さまの普通預金口座の残高が入金実行額未満であった場合は、オートチャージは一切実施されません。また、定期預金を担保とする当座貸越のご利用をお申出いただいているお客さまでも、当座貸越によるオートチャージは実施されません。

第6条（盗難・紛失）

利用者がイオンバンクカードを盗まれ若しくは紛失された場合、直ちに当社にお届出ください。この場合、当社および WAON 事業者は、銀行チャージおよびオートチャージの停止措置をとります。

第7条（免責事項）

1. 前条に基づく銀行チャージおよびオートチャージの停止措置までに銀行チャージまたはオートチャージによりお客さまの普通預金口座から引出または引落としがなされた金額については、当社および WAON 事業者は、その責任を負わないこととします。
2. 銀行チャージまたはオートチャージが実施できないことによりお客さまに生じる不利益、損害については、当社および WAON 事業者は、当社または WAON 事業者が故意重過失がない限りにおいて、その責任を負わないこととします。

第8条（銀行チャージまたはオートチャージの停止）

当社または WAON ブランドオーナーが必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして、銀行チャージまたはオートチャージにかかるサービスの全部または一部を停止することがあります。

第9条（特約の変更）

当社は、本特約について、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、変更することができるものとします。本特約を変更する場合には、当社は、その効

力発生時期を定め、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびにその効力発生時期を当社ホームページへの掲示、その他適切な方法により周知し、効力発生時期以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

附 則

本約款は、2007 年 10 月 15 日から適用します。

2025 年 2 月 28 日(金) 改定

WAON ポイント約款

第1条(目的)

1. 本約款(以下「本ポイント約款」といいます。))は、次条に定義する WAON ポイントに係るサービスについて規定するもので、WAON 発行者は、本ポイント約款に従って WAON ポイントに係るサービスを提供します。

なお、イオンマーケティング株式会社(以下「WAON POINT 発行者」といいます。)が管理運営する WAON POINT サービスに係る WAON POINT 加盟店で、WAON を利用した場合に付与される WAON POINT については、WAON POINT 発行者が定める WAON POINT サービス規約(<https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms>)が適用されるものとします。

2. 本ポイント約款に別段の定めがない事項については、次条に定義する WAON 利用約款が適用されるものとします。

第2条(定義)

1. 本ポイント約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) WAON ポイント WAON の利用に付随して WAON 発行者から利用者に付与される電子情報であって、本ポイント約款に基づき利用者が WAON に交換すること及び WAON 発行者所定のサービスを受けることができるもの。

(2) 提携ポイント WAON 以外の他の取引において付与された電子情報であって、本ポイント約款に基づき利用者が WAON ポイントと交換することができるものとして WAON 発行者が指定するもの。

(3) WAON ポイント対象取引 利用者が WAON 利用約款に従って WAON を利用した場合に、本ポイント約款に従って WAON ポイントが付与される WAON 発行者所定の取引。

(4) WAON 利用約款 WAON ポイントが蓄積される WAON カードに係る WAON 利用約款及びこれに付随する特約の総称。

2. 前項に定めるもののほか、本ポイント約款における用語の定義は、WAON 利用約款において定義する意味を有するものとします。

第3条(ポイントの付与)

1. 利用者が WAON ポイント対象取引を行った場合、WAON 発行者は、利用者に対して、WAON 発行者所定の WAON ポイントを付与します。なお、WAON 発行者が WAON ポイントを付与しないものとして指定した商品、役務その他の取引及び WAON ポイント対象取引に対して WAON POINT 発行者が WAON POINT を付与した場合には、WAON ポイントは付与しません

2. 利用者は、WAON 発行者及び提携ポイント発行者が定める方法により、提携ポイントを WAON ポイントに交換することにより、WAON ポイントを加算することができます。

3. WAON ポイント対象取引、付与される WAON ポイント、WAON ポイント付与に係る条件、提携ポイントとの交換率及び提携ポイントとの交換条件等は、WAON 発行者が定めるところによりますので、利用者に事前に通知することなく変更することがあります。

第4条(ポイントの付与ができない場合)

1. 次の場合、前条に基づく WAON ポイントの付与及び提携ポイントの交換はできませんので、ご了承ください。

(1) WAON カード又は WAON が破損しているとき。

(2) WAON 端末(ただし、利用者端末を除く。)の稼働時間外であるとき。

(3) 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。

(4) 利用者が、本ポイント約款又は WAON 利用約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

2. 前項に基づき WAON ポイントの付与又は提携ポイントの交換ができないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 発行者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第5条(WAON ポイント残高の確認等)

1. WAON ポイントの残高は、WAON ポイント残高の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認くださいことができます。

2. 利用者が WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの WAON ポイント残高を 1 枚のカードに統合することはできません。

3. WAON ポイントの履歴は、WAON ポイント履歴の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認くださいことができます。各端末において表示される WAON ポイントの履歴の範囲等については、WAON 発行者が定めるところによりますので、ご了承ください。

第 6 条(WAON ポイントの利用)

1. 利用者は、WAON ポイントが WAON 発行者所定のポイントに達した場合、WAON 発行者所定の方法により、WAON ポイントを WAON に交換することができます。

2. 前項に基づき利用者が WAON ポイントを WAON に交換する場合、1 ポイントあたり 1 円として、WAON 発行者所定の単位で交換することができます。

3. 利用者は、次の各号に定める場合、第 1 項に基づくポイントの交換はできません。これにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

(1) WAON 利用約款に基づき WAON が利用できないとき。

(2) 利用者が、本ポイント約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(3) WAON ポイント交換後の WAON が当該 WAON カードの利用可能残高の上限金額を超えるとき。

4. 利用者が WAON カードを複数枚お持ちの場合、WAON ポイントが蓄積されたカード以外の他のカードの WAON には交換できません。

5. 前各項に定める場合のほか、利用者は、クーポン、割引券又は提携ポイントへの交換等、WAON ポイントを利用した WAON 発行者所定のサービスを受けることができます。当該サービス内容及び開始時期等については、WAON 発行者所定の方法によりご案内させていただきます。

第 7 条(商品返品時のポイント処理)

1. 利用者が WAON を利用して取引を行った商品等を返品した場合、当該取引を行ったときに第 3 条に従って付与された WAON ポイントは減算されます。

2. 前項に従い、ポイント残高がマイナスとなった場合、利用者は、WAON 発行者に対して現金にてマイナス金額をご精算いただきます。

第 8 条(WAON ポイントの盗難・紛失等)

WAON カードの盗難、紛失、破損、電磁的影響その他事由により、WAON ポイントの全部又は一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 9 条(WAON ポイントの有効期限等)

1. 利用者が初めて WAON カードにチャージした日から 1 年経過後の月末までを初年度とし、2 年目以降は、前年度末の翌日から 1 年間を各年度とします。

2. 各年度中に付与又は加算された WAON ポイントの有効期限は、次年度の末日までとします。

3. 前項に定める有効期限が経過した WAON ポイントは消滅し、以後、当該 WAON ポイントのご利用はできません。

4. WAON 利用約款に従って WAON サービスが解約その他の理由により終了した場合、当該 WAON カードに係る WAON ポイントは消滅します。

第 10 条(譲渡等の禁止)

利用者は、WAON ポイントについて、他人に貸与し、譲渡し、又は質入れ等の担保に供することはできません。ただし、利用者は、発行者所定の方法により、WAON ポイントギフトとして WAON ポイントを譲渡することができます。

第 11 条(換金の禁止)

WAON ポイントは、現金との引換えはできませんので、ご了承ください。

第 12 条(WAON 事業者の責任)

1. WAON 事業者は、WAON ポイントに関して利用者に生じた損害等について、責任を負いません。
2. ポイントの取得、保有、利用又は交換等に伴い、公租公課その他の費用が発生する場合には、利用者にこれを負担していただきますので、ご了承ください。

第 13 条(WAON ポイントの終了)

1. WAON 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、WAON ポイントに係るサービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、WAON 発行者は、WAON 発行者所定の方法により、WAON ポイントに係るサービスを終了させることについて周知の措置をとります。

第 14 条(取扱いの変更)

WAON ポイントの取扱いについて、本ポイント約款を変更する場合には、WAON 発行者は、WAON 発行者所定の方法により、一定の予告期間をおいて周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

第 15 条(ポイントサービスに関するご案内)

WAON ポイントに関する事項は、WAON サービスに係るホームページ、WAON 加盟店における掲示等の方法でご案内しているものもありますので、本ポイント約款とあわせてご参照ください。

附 則

本ポイント約款は、2007 年 4 月 10 日から適用します。

2025 年 2 月 28 日改訂